

「業績評価の基準」（令和6年度以降入学生）

業績評価は当該各項各号に掲げる評価項目により、各研究科等の教育研究の特性に配慮し総合的に評価する。また、当該課程（博士前期・後期）在学中のものに限る。

文部科学省令の業績種類 （機構が定める評価基準）	大学が定める評価項目				
	(A) 大学院における教育研究活動等に関する業績		(B) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績		
	業績	証明する書類等	業績	証明する書類等	
1 省令第36条第3号に定める「学位論文その他の研究論文」 〔学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること〕	(1) 学位論文（博士・修士）が特に優れた高い評価を得た場合	・学位論文 ・賞状等 ・その他	(1) 主要学会において評価された学術論文が掲載された場合	①査読有り学術論文（受賞等有り） ②査読有り学術論文（受賞等無し） ③査読無し学術論文（受賞等有り） ①国際会議等（受賞等有り） ②国際会議等（受賞等無し） ③全国学会等（受賞等有り） ④全国学会等（受賞等無し） ⑤地方学会等（受賞等有り） ⑥地方学会等（受賞等無し）	・論文別刷り ・論文掲載決定通知 ・論文掲載受理証明 ・DOI (Digital Object Identifier) ・賞状等 ・研究業績目録等 ・その他
	(2) 民間財団が公募している競争的資金を獲得した場合	・各研究助成金の採択通知 ・その他	(2) 主要学会で発表した場合 (3) 学術雑誌及び新聞等に掲載された場合	④全国学会等（受賞等無し） ⑤地方学会等（受賞等有り） ⑥地方学会等（受賞等無し）	
2 省令第36条第2号に定める「大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果」 〔修士論文に代わる特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること〕	(1) 研究の成果が特に優れた高い評価を得た場合 ※博士前期課程又は博士後期課程における修了作品が課題となる場合は修了作品等が対象となる。	・賞状等 ・その他	(1) 主要学会又は主要機関で、受賞等の評価を得た場合 (2) 学術雑誌及び新聞等に掲載され、受賞等の評価を得た場合 ※博士前期課程又は博士後期課程における修了作品が課題となる場合は修了作品等が対象となる。	①国際会議等（受賞等有り） ②国際会議等（1次審査通過） ③国際会議等（①②以外の場合） ④全国学会等（受賞等有り） ⑤全国学会等（1次審査通過） ⑥全国学会等（④⑤以外の場合） ⑦地方学会等（受賞等有り） ⑧地方学会等（1次審査通過） ⑨地方学会等（⑦⑧以外の場合）	・賞状等 ・大会参加証明書 ・資格証 ・研究助成金等の採択通知 ・その他
	(2) 民間財団が公募している競争的資金を獲得した場合 ※博士前期課程又は博士後期課程における修了作品が課題となる場合は修了作品等が対象となる。	・各研究助成金の採択通知			
3 省令第36条第3号に定める「大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果」 〔専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること〕	該当なし	—	該当なし	—	—
4 省令第36条第4号に定める「著書、データベースその他の著作物（省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）」 〔専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること〕	該当なし	—	(1) 主要学会で受賞した場合 (2) 学術雑誌及び新聞等で紹介され高い評価を得た場合 (3) 広く公益性が認められる場合	①著書	・出版物 ・賞状等 ・研究業績目録等 ・その他
5 省令第36条第5号に定める「発明」 〔特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること〕	該当なし	—	(1) 発明・特許として高い評価と認められる場合 (2) 学外機関において発見と認められた場合 (3) 実用新案として高い公益性が認められる場合	①特許 ②発見 ③実用新案	・出願資料 ・特許取得を証明するもの ・その他
6 省令第36条第6号に定める「授業科目の成績」 〔講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること〕	(1) 大学院修了時の成績が特に当該専攻内で優秀と認められた場合 ※成績における平均点が90点の場合 (2) 優秀な成績により修業年限が短縮される場合	・成績証明書 ・その他	該当なし	—	—
7 省令第36条第7号に定める「研究又は教育に係る補助業務の実績」 〔リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること〕	(1) 学内外での教育研究活動等の補助業務に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められる場合	①リサーチアシスタントによる補助業務を行った者 ※全体で1件のみ適用 ②ティーチングアシスタントによる補助業務を行った者 ※全体で1件のみ適用 ③科学研究費補助金等による研究活動への貢献がある場合	・業務内容報告書 ・雇用契約書 ・出勤簿 ・その他	該当なし	—
8 省令第36条第8号に定める「音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会における成績」 〔教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること〕	該当なし	—	(1) 専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合 ※1件につき2点最大5件まで	—	・賞状等 ・作品の場合は当該作品の写真等 ・その他
9 省令第36条第9号に定める「スポーツの競技会における成績」 〔教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること〕	該当なし	—	(1) 専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合 ※1件につき2点最大5件まで	—	・成績等を証明するもの ・賞状等 ・その他
10 省令第36条第10号に定める「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」 〔教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること〕	該当なし	—	(1) 専攻分野に関連しボランティア活動等が社会的に高い評価を得た場合 ※1件につき2点最大5件まで	—	・機関からの依頼状 ・感謝状等 ・具体的な活動内容報告書 ・その他

注1) 上記の業績はすべて本学における「専攻分野に関連した」業績とする。  
注2) 上記の「証明する書類等」については、コピー可とする。